



発行 東京都

目次

60

規則

- 東京都安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………
……………（青少年・治安対策本部総合対策部安全・安心まちづくり課）…
- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…
- 東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………
……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）…
- 東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則……………
……………（産業労働局商工部経営支援課）…

規則

東京都安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百十九号

東京都安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

東京都安全・安心まちづくり条例施行規則（平成二十年東京都規則第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都安全安心まちづくり条例施行規則

第一条中「東京都安全・安心まちづくり条例」を「東京都安全安心まちづくり条例」

に改める。

第二条中「第十七条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

第三条中「第十九条」を「第七条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五百十号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

別記第三十一号様式(表)を次のように改める。

第31号様式(法第55条、第72条の39、第72条の41、第72条の41の2等関係)(表)

第 号
年 月 日
都税事務所長
支 庁 長

法人事業税・地方法人特別税及び法人住民税 更正・決定等通知書

年月日から 年月 日までの 事業年度分又は 法人事業税 課税標準額
連結事業年度分 の 地方法人特別税 の 税 額 を次のとおり 更正
法人住民税 加算金額 決定 したので通知します。

| 法人事業税及び地方法人特別税 | | | | 法人住民税 | | | |
|---|------------------------|-----------|------------------------|-----------------------|--------------------------------------|-------------|------------|
| 区 分 | | 課税標準額(千円) | 税 額(円) | 区 分 | | 課税標準額(千円) | 税 額(円) |
| 法 人 事 業 税 | 所得割 | 総 額 | | 法 人 都 民 税 | 法人税額又は個別帰属法人税額の総額 | | |
| | | 本都分所得金額 | | | 本 特別区の存する区域の分 | | |
| | 付価値加割 | 総 額 | | | | 市町村の存する区域の分 | |
| | | 本都分付加価値額 | | | 計 | | |
| | 資本割 | 総 額 | | | 外国の法人税等の額の控除額 | | |
| | | 本都分資本金等の額 | | | 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 | | |
| | 収入割 | 総 額 | | | 利子割額の控除額 | | |
| | | 本都分収入金額 | | | 控除後の法人税割額 | | |
| | 合 計 事 業 税 額 | | | | 既に納付の確定した法人税割額 | | |
| | 平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額 | | | | 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 | | |
| 仮装経理に基づく事業税額の控除額 | | | 既に納付請求利子割額が過大である場合の納付額 | | | | |
| 既に納付の確定した事業税額 | | | 差 引 法 人 税 割 額 | | | | |
| 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 | | | | | | | |
| 中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る減免額 | | | | | | | |
| 差 引 | | | 均 等 割 額 | | | | |
| 税 | 内 訳 | 所得割額 | 付加価値割額 | 既に納付の確定した均等割額 | | | |
| | | 資本割額 | 収入割額 | 差 引 均 等 割 額 | | | |
| | | | | | | | |
| 地 方 法 人 特 別 税 | 区 分 | | 課税標準額(百円) | 税 額(円) | 納付すべき又は減少する都民税額の合計額 | | |
| | 所得割に係る地方法人特別税 | | | | 利子割追加還付額 | | |
| | 収入割に係る地方法人特別税 | | | | 翌期以降繰越控除される税額 | | |
| | 合 計 地 方 法 人 特 別 税 額 | | | | 減少する税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額 | 法人事業税額 | 区 分 税 額(円) |
| | 仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 | | | | 法人税割額 | | |
| | 既に納付の確定した地方法人特別税額 | | | | 法人事業税額 | | |
| | 租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 | | | | 地方法人特別税額 | | |
| 法人事業税及び地方法人特別税合計額 | | | | | 租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額 | 地方法人特別税額 | |
| 納 付 す べ き 加 算 金 の 額 | 過 少 申 告 加 算 金 額 | | | | 法人税割額 | | |
| | 不 申 告 加 算 金 額 | | | | | | |
| | 重 加 算 金 額 | | | | | | |
| 納付すべき又は減少する法人事業税額及び地方法人特別税額等の合計額 | | | | | | | |
| 理 由 | 課税標準額 | | | | | | |
| | 税 額 | | | | | | |
| | 加 算 金 | | | | | | |
| | そ の 他 | | | | | | |
| <p>この通知書により納付すべき金額は、 年 月 日までに</p> <p style="text-align: right;">東京都指定金融機関及びその派出所 東京都指定代理金融機関及びその派出所 東京都公金収納取扱店(ゆうちょ銀行の営業所及び郵便局については東京都内並びに関東各県及び山梨県に所在する店舗) 各都税事務所、都税支所及び支庁</p> <p>に納付してください。</p> | | | | | | | |

(日本工業規格A列4番)

備考1 この様式は、法人の事業税、地方法人特別税及び法人の都民税に関する更正・決定等の通知に用いること。

2 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別記第2に準じた教示の文を付すこと。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則別記第三十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五百十一号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則(昭和四十五年東京都規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別表修学資金の部十三の項中「三一、〇〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に、「四六、五〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則別表の規定は、平成二十七年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年七月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五百二十二号

東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立産業貿易センター条例施行規則(昭和五十八年東京都規則第八十号)の一部を次のように改正する。

別表一の項を次のように改める。

一 削除

別記第一号様式中「~~第百三十三号~~」を削る。
別記第二号様式中「~~第百三十三号~~」を削る。

附則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002